

# 令和4(2022)年度(秋季)新型コロナウイルス感染症に関連した学籍、授業料徴収等の特別措置について

下記①～③のいずれかに該当し、特別措置の申請を希望する場合は、所定の期限までに総合文化大学院チームへ必要書類等を提出してください。

## 記

### ①在学期間延長に伴う授業料の不徴収(留学生のうち該当者)

(対象) 令和4(2022)年9月(または8月)に定期修了見込であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により修了できず、在学期間延長を行う者のうち、留学生(在留資格が「留学」の者)で、休学により「留学」の在留資格で日本に滞在できなくなることへの配慮が必要な場合

学業・研究中断にも関わらず、標準修業年限(修士課程：2年、博士後期課程：3年)を経過した場合で、新型コロナウイルス感染症の影響によるものと研究科が認めた場合には、影響による期間にかかる授業料を徴収しないこととすることができる。なお、徴収しない期間については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたと指導教員等が認めた期間とする。

※本特別措置による授業料不徴収を過去に受けたことがある者については、新たな影響を生じた場合のみ、対象とする。

(提出書類)

- ・在学期間延長届(所定様式)
- ・理由書(様式任意)
- ・指導教員等による意見書【特別措置申請のための所定様式】

### ②在学期間延長に伴う授業料の不徴収(上記①以外の者)

(対象) 令和4(2022)年9月(または8月)に定期修了見込であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により修了できず、在学期間延長を行う者のうち、上記①に該当しない者

学業・研究中断にも関わらず、標準修業年限(修士課程：2年、博士後期課程：3年)を経過した場合で、新型コロナウイルス感染症の影響によるものと教育担当理事が認めた場合には、影響による期間にかかる授業料を徴収しないこととすることができる。なお、徴収しない期間については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたと指導教員等が認めた期間とする。

※本特別措置による授業料不徴収を過去に受けたことがある者については、新たな影響を生じた場合のみ、対象とする。

(提出書類)

- ・在学期間延長届 (所定様式)
- ・理由書 (様式任意)
- ・指導教員等による意見書 **【特別措置申請のための所定様式】**

### ③ 休学

新型コロナウイルス感染症の影響を理由とする休学を許可し、当該休学期間を休学可能期間 (修士課程 : 2年、博士後期課程 : 3年) に含めないことが可能。

※上記の休学が可能な期間は、令和4 (2022) 年度末までとする。

(提出書類)

- ・休学願 (所定様式) 及び添付書類
- ・指導教員等による意見書 **【特別措置申請のための所定様式】**

**【特別措置申請のための所定様式】** ※こちらからダウンロードしてください。

- ・指導教員等による意見書 ([PDF版](#)、[Excel版](#))

**【提出期限】** 令和4 (2022) 年7月13日 (水)

※③について、令和4 (2022) 年11月以降に休学を開始する場合は、休学期間開始の1ヶ月前まで。

**【提出場所】** 教務課総合文化大学院チーム

(アドミニストレーション棟1階5番窓口)

※新型コロナウイルス感染症対応のため、電子ファイルによる提出も認める。

下記のフォームに必要事項を入力の上、ファイルをアップロードすること。

①② : <https://forms.gle/1izH2DpLZePpViuf8>

③ : <https://forms.gle/Hau2FTPEwoXrP81x7>

**【特別措置の適用の可否の通知】** 令和4 (2022) 年7月下旬以降

※上記の特別措置については、総合文化大学院チームへの書類提出後、所属専攻・プログラム及び研究科 (②については、大学本部) において承認が得られた場合に許可されます。

不明な点等は、総合文化大学院チームまでお問い合わせください。

令和4 (2022) 年6月16日 総合文化大学院チーム